たとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。）は、これらの方法によることができる。

［一～六　略］

［4～6　略］

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

第二十二条の二の二十　法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一・二　略］

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四　［略］

2　法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備（共同住宅等に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。）を他事業者が利用する場合における次の事項

［イ～ハ　略］

［四～十二　略］

［3　略］

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二　法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

［一　略］

二　電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

［イ～ヘ　略］

ト　第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

［三　略］

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

［一～五　略］

五の二　第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

ロ　電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

たとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。）は、これらの方法によることができる。

［一～六　同上］

［4～6　同上］

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

第二十二条の二の二十　法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一・二　同上］

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備（共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。）に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。）を他事業者が利用する場合における次の事項

［イ～ハ　同上］

［四～十二　同上］

［3　同上］

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［新設］

［三　同上］

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

［一～五　同上］

［新設］